

(議) 第 13 号

秋田市報酬及び費用弁償額並びにその支給方法条例の一部を改正する件

上記の議案を別紙のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条および秋田市議会会議規則（昭和42年秋田市議会規則第1号）第14条の規定により提出する。

平成19年12月25日

提出者

秋田市議会議員 榎 清
相原 政志
芦田 晃敏
鈴木 忠夫
近江 喜博
加賀屋 千鶴子

秋田市議会議長 加賀谷 正 美 様

秋田市報酬及び費用弁償額並びにその支給方法条例の一部を改正する条例

秋田市報酬及び費用弁償額並びにその支給方法条例（昭和22年秋田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項を削り、同条第1項中「市議会議員が議会、常任委員会、議会運営委員会および特別委員会に参会したときならびに」を削り、「当該市議会議員および農業委員」を「当該農業委員」に改め、同項を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

市議会議員が議会、常任委員会、議会運営委員会および特別委員会（以下「議会等」という。）に参会したときは、当該市議会議員の住居と参会場所までの時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的な経路により往復する場合に要する交通機関の運賃に相当する額を費用弁償として支給する。

第5条に次の2項を加える。

- 3 同一日において、議会等又は農業委員会に2回以上参会したときは、前2項に規定する額を重複して支給しない。
- 4 同一日において、議会等および農業委員会に参会したときは、第2項の規定は、適用しない。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

提案理由

市議会議員が議会等に参会したときの費用弁償の支給方法を改めるため、改正しようとするものである。